

都市計画の軽易な変更の見直し(1)

【平成26年の地方からの提案等に関する対応方針】(平成27年1月30日閣議決定)の内容

市町村が都市計画の変更を行う場合における軽易な変更とされる事項(施行規則13条の2)については、制度の運用実態や地方公共団体の意向を調査し、その結果等を踏まえて見直しを検討し、平成27年中に結論を得る。

<実態等調査の結果>

1. 意向調査(対象:47都道府県)

○28団体(60%)が「市町村の軽易な変更の見直しを行うことが望ましい」との意向(右図(1))。

また、35団体(75%)が「手続の期間短縮・事務負担の軽減」等のメリットがあると回答。一方、28団体(60%)が「広域的な観点からの調整ができなくなる」等のデメリットがあると回答。

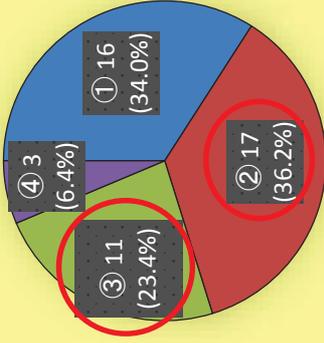
○また、指定都市の軽易な変更の見直しについて、指定都市を含む15道府県のうち10団体(67%)が「現状のままが見望ましい」との意向(右図(2))。

2. 都市計画変更実態調査

(対象:47都道府県、都市計画区域内1352市町村)

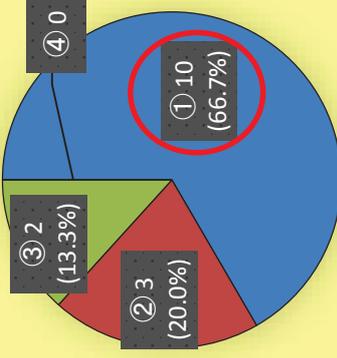
○市町村による都市計画の変更に係る協議案件のうち、都道府県が変更する場合に軽易な変更が定められている都市計画の類型に該当する案件をみると、件数では道路と公園が太宗を占める(右図(3))。

(1)市町村の軽易な変更の見直しに関する意向



- ①現状のままが見望ましい
- ②範囲の見直しを行うことが望ましい(都道府県による変更並みとする)
- ③範囲の見直しを行うことが望ましい(都道府県に認められる事項の範囲内で検討される必要がある)
- ④どちらでもよい

(2)指定都市の軽易な変更の拡大に関する指定都市を含む15道府県の意向



- ①現状のままが見望ましい
- ②範囲の見直しを行うことが望ましい(都道府県による変更並みとする)
- ③範囲の見直しを行うことが望ましい(都道府県に認められる事項の範囲内で検討される必要がある)
- ④どちらでもよい

(3)市町村による都市計画変更に係る協議実績※(平成23年度～25年度)

※都道府県による都市計画変更で軽易な変更が定められている類型ごとに、国土交通大臣協議(指定都市)又は都道府県知事協議(その他の市町村)の案件数を調査

区域区分	地域地区(1号)	地域地区(2号)	道路(3号)	都市高速鉄道(4号)	空港(5号)	公園・緑地(6号)	河川(7号)	一団地の官公庁施設(8号)
都市計画法施行規則13条の都市計画の種類に該当のうち同条各号の軽易な変更	28	58	898	9	0	345	0	0
	4	0	118	4	0	102	0	0

都市計画の軽易な変更の見直し(2)

【対応方針】

○市町村による都市計画変更については、提案主体から要望があり、実際の都市計画変更の運用においても件数が多い、「道路」及び「公園・緑地」に関する都市計画を中心に、都道府県知事への協議を要しない軽易な変更の類型を新たに定めることを検討する。

○軽易な変更の設定に当たっては、都道府県が定める都市計画について国土交通大臣への協議を要しない軽易な変更(都市計画法施行規則13条3号・6号)を参考にしつつ、

- ・ 都道府県による「広域の見地からの調整を図る観点」「都道府県が定め、又は定めようとする都市計画との適合を図る観点」からの協議に支障を及ぼさないこと
- ・ 都市計画変更の運用実態等

を考慮し、必要に応じて地方公共団体へのヒアリング等を経て検討を進める。

○具体的な軽易な変更の案については、都道府県に意見照会等して調整を図り、年内に成案を得る。